

令和4年教育委員会第9回臨時会会議録

開会日時 令和4年9月28日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 望月 京子
委 員 日高 芳一
委 員 青柳 豊

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	菅谷 幸弘
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	森 孝行
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・地域教育課長	須藤 義和	・放課後支援課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 上原 有美江 委員 壺内 明
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和4年教育委員会第9回臨時会を開会いたします。

次に、本日の会議録の署名は私に加え、上原委員と壺内委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案等が3件、報告事項等が4件でございます。

それでは、議案第31号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

指導室長。

○**指導室長** それでは私から、議案第31号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

こちらの改正につきましては、令和4年10月1日から、いわゆる産後パパ育休制度、また育児休業が、分割して2回まで取得できるようになるという改正のために、規則の一部を改正するものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われ、男性配偶者の育児休業に係る取得要件が緩和されました。それに伴いまして、期末手当の支給期間における欠勤日数等の算定方法の改正をするものでございます。

資料の2枚目の新旧対照表をご覧ください。改正内容につきましては、第5条に欠勤等日数の算定方法を定めておきまして、第5条第1項第1号から第10号まで、欠勤として算定される期間が上げられております。その中の第1項第6号中の育児休業を育児休業法第2条第1項の規定による育児休業に改めるものでございます。

また、同項ア・イでは、欠勤等の算定条項から除くものとして、職員の育児休業等に関する条例により規定されている、育児休業の承認に係る期間の全部が、子の出生後8週間以内に含まれる育児休業とそれ以外の育児休業について、それぞれ1月以下である場合に当該期間を欠勤等の期間から除くものとする旨を定めるものでございます。

本改正については、令和4年10月1日に施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第31号について原案のとおり可決といたします。

次に議案等第32号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程

いたします。

指導室長。

○**指導室長** では続きまして、議案第 32 号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

こちらは、議案第 31 号、期末手当に関する規則の一部を改正する規則と同様に、地方公務員の育児休業に関する法律の改正により、男性配偶者の育児休業に係る取得要件が緩和されたことによりまして、期末手当と同様に、勤勉手当の支給期間における欠勤日数等の算定方法を改正するものでございます。

資料の第 2 枚目の新旧対照表をご覧ください。議案第 31 号と同様に、第 5 条の欠勤等日数の算定方法を定めているところで、子の出生後、8 週間以内に含まれる育児休業とそれ以外の育児休業につきまして、1 月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くとする旨を定めるものでございます。

なお、こちらの改正につきましても、令和 4 年 10 月 1 日に施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 32 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 32 号について原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第 33 号「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の改定について」を上程いたします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、議案第 33 号「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の改定について」をご説明いたします。

提案理由といたしましては、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画を改定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、1 枚おめくりいただき、別添の資料をご覧ください。本件につきましては、先般、9 月 5 日の教育委員会にて、「『今後の水泳指導の実施方法に関する方針』の実施計画の改定案について」をご報告させていただき、9 月 20 日の文教委員会においても同案を庶務報告いたしました。

本件の内容につきましては、資料にございますとおり、令和 3 年 11 月に策定しました「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画における受入体制の整備について、策定当初は既存の金町公園プールを屋内温水プールに改修するとしていたものを、清掃事業所新宿分室跡地

での整備に改定をするとともに、同実施計画におきまして、金町公園プールの次の施設整備として、さらに整備が必要となった段階で地域のバランスも配慮しながら、次の屋内温水プールの検討を行うとしていたものを、現在、東京都と取得に向けて協議を行っております双葉中学校南側の都有地での整備としたものであり、その内容につきましては、9月5日の教育委員会で報告したものと同内容でございます。

恐れ入りますが、右上に「別紙1」と書かれました「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画をご覧ください。

こちらの表の下段につきまして、前回9月5日の教育委員会での報告でお示ししておりました変更前の金町公園プールの改修及び金町公園プールの次の施設整備として、さらに整備が必要となった段階で地域バランスも配慮しながら、次の屋内温水プールの整備の検討を行うとしていたもののスケジュールを削除いたしまして、清掃事業所新宿分室跡地及び双葉中学校南側都有地の整備に関するものを、改定後のものとして記載をしております。

次の別紙2、区立小学校及び屋内温水プールの配置図につきましては変更はございません。

本件に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 説明ありがとうございました。非常に充実してくるなど感じますけれども、特に双葉中学校の近くのこの土地は都有地ですよね。これは区の施設等に使う場合は手続が大変だと思うのです。そういう意味でも、慎重に東京都と連携を取って、学校施設として整備ができるという状況をぜひつくり出していただきたいと思います。よろしく願いします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第33号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等3件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項等の1「学校給食費の完全無償化について」の報告をお願いします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、私から報告事項等の1「学校給食費の完全無償化について」ご説明申し上げます。

まず1の「目的」でございます。区立学校の設置者といたしまして、学校給食を安定的に提供することにより、児童及び生徒の心身の健全な発達を促すとともに教育環境の一層の充実を図る

ことを目的に、学校給食費の完全無償化を実施するものでございます。

近年、社会経済状況の変化に伴いまして、食材費の高騰が続いているところでございますが、今後、不透明なところもある中で、どのような状況にあっても、学校給食を安定的に提供していくというところでございます。

2の「無償化の方法」でございます。こちらは、保護者が負担する学校給食費の全額を区で補助するという形でございます。

3の「基本的な枠組み（案）」でございますけれども、保護者負担としている学校給食費について、区が全額補助することといたしまして、当該補助金を保護者の委任を受けて、各学校の私費会計口座に振り込むとしてございます。

下に簡単な図を記載してございますけれども、まず保護者から補助金の申請・受領を学校へ委任をしていただきます。その後、区立学校から教育委員会に補助金の申請を出してもらって、教育委員会から区立学校には毎月1日現在の児童・生徒数を基に補助金額を算出して、各学校の私費会計口座へ入金いたします。区立学校は入金された補助金をもって、食材購入・給食の提供を行うという形でございます。

4の「補助の対象」は、葛飾区立学校に在席する児童・生徒に係る学校給食費としてございます。

続きまして、裏面でございますが、5の「経費見込み額」といたしまして、総額約17億円を見込んでございます。ただ、この17億円の中には、これまでの就学援助ですとか学校給食費の食材の高騰に伴って交付されている分など約7億円を含みますので、純増分としては約10億円でございます。

6の「実施時期」といたしましては、令和5年4月を予定してございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 学校給食費の完全無償化ということで、大変時機を得た施策ではないかと思えます。9月8日の新聞報道を見て、私に他区の方から連絡がありました。各区、一部は補助しているのですが、全額無償化は23区初ではないですか。とってもすばらしいこの葛飾区の新聞報道を見て、私自身、あるいは友人関係も喜んでおりました。

保護者にとっては、今のこの時期、円安による物価高とか、自然災害における食材の高騰などで、非常に家計が逼迫している中で、大変嬉しいニュースではないかと思えます。

ぜひ、これをずっと継続できるような形で応援していただければ嬉しいかなと考えております。

ありがとうございました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** これは今、日本国といっでは何ですけれども、多くの人たちが非常に注目をしている施策だと思うのです。葛飾がこんなにこの政策で目立つというのは、初めてではないかと思うくらいなのです。

ですから、本当に丁寧にやっていっていただきたいと思います。一つ一つの計画を立てるにしても、丁寧に、そしてそれを周りの人に見せられるような。

多分、これがうまく行くと、ほかの地域から視察が増える可能性があるのです。

そういったときに、葛飾区ではこういう仕組みでこのようにしっかりやっておりますと、きちんと説明ができるような形にしておいたほうが、今後のためにいいと思います。

そうしないと、今後困ることになるのではないかなと思うので、その辺だけはどういう気持ちで取り組もうとしていらっしゃるのかをちょっとお伝えいただけますか。

○**教育長** 学務課長。

○**学務課長** 学校給食費の完全無償化につきましては、いろいろな多くのお問合せを頂いております。例えば、区民の方から、特にお子さんの多いご家庭など、非常に助かるといったようなお声ですとか、ほかの自治体からも、どういう仕組みでやるのかですとか。また、ほかの自治体の住民の方からも、うちの自治体でもこういうのをやってもらえればいいのにといったこともご意見としては頂いております。

非常に注目をされているというのは、私自身も感じているところでございます。だからこそ、今、これから具体的な仕組みの詳細ですとか、そういったところを詰めていくところでございすけれども、委員からのお話にあったように、一つ一つ丁寧に説明できるように進めてまいりたいと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○**教育長** よろしいですか。

それでは青柳委員お願いします。

○**青柳委員** 今、壺内委員、上原委員からもお話があったように、すごくインパクトのある、素晴らしいニュースだなと思っております。また、これから実現に向けて、いろいろ大変なところがあると思うのですが、やはり葛飾区が教育に、また子どもに対して、本当に力を入れているのだというアピール、力強さを僕も感じましたので、しっかりと進めていけるように引き続きどうぞよろしく願いいたします。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

もちろん、来年度当初予算について議会の議決が得られたらということになりますけれども、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

それでは、次に報告事項等の2「令和4年度岩井臨海学校の実施結果について」の報告をお願い

いします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私からは報告事項等の2「令和4年度岩井臨海学校の実施結果について」ご報告申し上げます。

岩井臨海学校は、海の自然環境に親しみ、海浜での豊かな体験活動を通して、心と体の健康づくりを図ること。宿泊を通じた連帯感、協調性の醸成等を主な目的としています。

今年度は、3年ぶりの開催となりまして、7月22日から8月5日まで14期に分かれ、1泊2日の日程で行われました。

最終グループの8月4日、5日の開催のみ、天候が下り坂ではありましたが、ほかはほぼ晴天、気温や水温にも恵まれ、参加した全ての学校が、海での活動を実施いたしました。

実施場所は、千葉県南房総市、通称岩井海岸。また、今年度は感染症対策として、宿舎における宿泊人数を制限し、1泊2日を繰り返して行う日程となったことや宿舎の清掃、消毒をこれまで以上に徹底しなければならない状況であったため、宿舎での学校の入れ替わりに時間がかかるということで、出発してからの午後の間は海での活動ができず、マザー牧場、または大山千枚田において自然体験を実施いたしました。

具体的には、1日目、葛飾を出発いたしまして、マザー牧場もしくは大山千枚田での動物との触れ合いやものづくり体験を実施し、宿舎へ到着。夜は海浜でのキャンプファイヤーや花火、そして民宿に1泊いたしまして、2日目の午前中に海浜において、背が立つ範囲で波や海水の感触を味わったり、砂場でビーチフラッグやサンドアート、砂遊びや貝拾いをしたりするなどし、2時間前後の活動を行っております。

対象は、小学校第5学年の児童。その中で、唯一、第2期、7月23日からの実施を予定していた学校が、学期中からの感染拡大により中止となりましたため、計48校、2,995人の児童が参加いたしました。これは、参加を予定していた児童の91.6%に当たります。

不参加の児童は、この時期、社会全体で感染が拡大していたこともあり、新型コロナウイルス感染症関連で92名の児童が不参加となってしまいました。また、ほかにも体調不良や家庭の事情などで、184名の児童が不参加となっております。

なお、中止の1校は、代替の行事として、9月に日帰りではありましたが、岩井海岸での活動を実施いたしました。

実施中の体調不良でございますが、発熱した22名のうち、帰京して結果として陽性の判定が出た児童が3名。その後、いずれも感染の拡大はいたしておりません。

海での活動が初めての児童も多くいたところでございますが、子どもたちにとっては小学校生活初めての宿泊行事、そして久しぶりの校外での体験活動ということもあり、とても充実した2日間を過ごしたと報告を受けております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問やご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** 岩井臨海学校のご報告、どうもありがとうございました。実施できて本当によかったと思いますし、この時期、確かに日本全国まん延状況がすごい時期だったので、引率された先生方、校長先生は大変だったのだらうなと感じております。

感想ですが、先生方に感謝し、子どもたちもこういう形で臨海学校に行けて、なおかつ工夫をされて、マザー牧場や大山千枚田にも寄って入替え作業をしたという工夫なども見られまして、本当にいい行事だったのだらうなと感じております。

実施していただいてありがとうございました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 私もこのマザー牧場、大山千枚田に行けたのはよかったなと思っています。私も大山千枚田に行ったことがあるのですけれども、とても見晴らしがよくて、田んぼがずっと続いているのです。多分、子どもたちは、そういうのを見ることもなかったのではないかと思います。

それに、今のお子さんたちは、小さいときからプールは知っているけれども、海での体験はほぼないのですよ。多分、これが初めてという子も多いのではないかなと思います。そういう意味では、この岩井臨海学校については、ここで水泳を覚えようとかいうのではなくて、怖さも知ってほしいし、海に触れ合うことなどの体験がすごく大切なのではないかと思いますので、1泊でもいいから今後もこのまま続けてほしいなという希望です。

○**教育長** ありがとうございます。

望月委員、お願いします。

○**望月委員** 今、上原委員からもお話がありましたように、私も1泊でもいいので続けてほしいと思います。また、千葉には良い場所がたくさんあります。そのような場所を是非加えていただければと思います。

普段家族で行けない場所とかも、みんなと一緒にいく思い出もできますので、臨海学校に一つそういうのをに入れていただければと思いました。よろしく検討していただければと思います。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「令和5年『はたちのつどい』の開催について」の報告をお願いします。
地域教育課長。

○**地域教育課長** 令和5年「はたちのつどい」の開催につきまして、説明させていただきます。

成人になったことを自覚し、自立しようとする成年を祝い、励ますことを目的に「はたちのつ

どい」は実施されてございます。

まず1の「概要」を説明させていただきます。令和4年1月10日に実施いたしました「はたちのつどい」でございますが、感染防止対策を講じ、入場制限を設けて、三部制で開催いたしました。

この7月に改正されました都のイベント開催ガイドラインでは、5,000人以下の収容施設で、大声なしのイベントを実施する場合、収容定員まで入場ができるように緩和されたところでございます。このため、令和5年の「はたちのつどい」につきましては、感染防止対策を講じながら、従来の二部制に戻して開催するものでございます。

今後は、実行委員会を中心に実施プログラムにつきまして、具体的に検討してまいります。

続きまして、2の「日時」でございます。令和5年1月9日月曜日、祝日を予定してまいります。第一部が午前10時30分から午前11時30分までの1時間。第二部につきましては、午後1時から午後2時の1時間を予定させていただいております。

それぞれ、郵便番号124エリアにお住まいの方、125のエリアにお住まいの方で、一、二部を分けさせていただいております。

続きまして、3の「会場」でございますが、こちらは例年どおり、かつしかシンフォニーヒルズで行う予定でございます。

会場では、式典・記念コンサート会場をモーツァルトホールで、式典生中継会場としてアイリスホールを予定してございます。

4の「対象」でございますけれども、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方のうち、葛飾区に住民登録のある方、約3,900人を対象としてございます。

続きまして、5の「内容」でございます。式典プログラムと記念コンサートプログラムの1部2編成で、第一部と第二部の2回実施するものでございます。

裏面をご覧ください。（1）のプログラム1、式典といたしまして、国歌・区歌の演奏、励ましの言葉、お祝いの言葉を区長、そして葛飾区議会議長、その他の皆様からお祝いの言葉を頂くようになってございます。

（2）のプログラム2としては、記念コンサートを実施する予定でございます。記念コンサートは東京都立葛飾総合高等学校吹奏楽部を予定してございます。また新成人メッセージとして、ジュニア・リーダークラブ員の新成人司会者によるメッセージがございます。

そのほか、6番といたしましては「中学校恩師からのお祝いメッセージ」の動画の配信を区公式YouTubeチャンネルで予定してございます。

7の「別館特設会場」では、別館の1階を利用いたしましてフォトスポットの設置。それから、着付け直し処の設置を行います。

続きまして、8の「対象者への案内」でございますけれども、令和4年11月中旬に対象者へ

案内はがきを発送予定でございます。

9の「周知方法」でございます。まず日にちが決まったものでいきますと、令和4年12月21日、かつしかエフエム「まなびランド」で開催告知を放送予定でございます。併せまして、12月25日、広報かつしかに開催告知を掲載予定としてございます。そのほか、区公式ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッターなどの情報発信媒体を活用しまして、広く区民周知を図っていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** ちょっとお聞きしたいのですが、会場のアイリスホールでは、プログラム1と2の両方とも映してくれるのですか。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 式典の生中継会場につきましては、式典・記念コンサート、それから励ましの言葉等、それからあとは記念コンサート、これを流す予定でございます。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** 二十歳になった人たちにしてみれば、どこの会場でも、みんなと会えば楽しいし、そういう意味ではどこで会ったとしてもいいと思うのです。

ただ、去年も会場の中はすごく静かだったのですけれども、周りで騒いでいる人たちがいたではないですか。ああいったことが、来年もあるかもしれないので、警備などその辺のことも気を付けていただくようお願いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○**教育長** ご要望ということでよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「区政一般質問要旨について」の報告をお願いします。

教育次長。

○**教育次長** それでは、9月13日に開催されました令和4年第3回定例会本会議における一般質問のうち、教育委員会に係る質疑内容につきまして概要をご報告いたします。

まず、共産党、中村しんご議員のご質問でございます。小・中学校の教職員、児童・生徒を定期的なPCR検査の対象とすべきとのご質問に対して、小・中学校でのクラスターを抑えるためには、体調不良者に対して自宅休養を促し、状況に応じて医療機関につなげるのが重要であると認識しており、現時点では教職員、児童・生徒に対して定期的なPCR検査を実施する考えはないことを答弁いたしました。

次に、自民党、池田ひさよし議員のご質問でございます。池田議員からは、中学校部活動の地域移行に関するご質問を3点いただきました。

まず、今後は指導者の確保や申込受付、PR等の地域教育課に専門の係を設置して、業務を行うことが最適ではないかのご質問に対して、教育長から、部活動の地域移行については、地域教育課を中心に、関係部署による庁内検討会を設け、課題の整理や推進計画策定の検討を行っていく旨を答弁いたしました。

次に、部活動を学校単位から地域単位の取組とするために、廃校となった学校を拠点施設として利用することは考えているか。また、拠点として利用する場合の管理運営方法を伺うのご質問に対して、まずは活動を希望するいずれかの生徒が通う学校を拠点とすることが望ましいと考える。良質な指導者の確保とともに、多様な活動ができる環境整備に努めていく旨を答弁いたしました。

次に、音楽活動を持続的に行うためには、区民の理解と協力体制が必要であり、その体制を構築するためには、参加者が音楽を分かち合い、達成感を感じることでできるイベント開催が必要と思うがどうかのご質問に対して、地域移行後も区民の理解を得ながら、中学生が区主催や地域主催の音楽イベントに参加することは基より、緊張感や達成感を分かち合えるような支援の充実を検討していく旨を答弁いたしました。

次に、公明党、牛山正義議員のご質問でございます。まず教育長の任期満了を迎えるに当たり、3年間の取組と総括について、また、引き続き教育行政のトップとして、マネジメントに当たる考えであれば、決意と取組を伺うのご質問に対して、教育長から、これまでの取組の経過と今後の課題について、資料記載の内容を答弁いたしました。

なお、決意と取組につきましては、教育長という職務性質上、答弁は控えさせていただきます。

次に、学校給食費完全無償化の準備状況及び周知方法についてのご質問に対して、現在、ほかの補助制度との関連性を整理しているほか、補助要綱の策定及び事務手続きの手順や方法について調整を行っていること、10月頃に学校長への説明を行い、その後、学校だよりや学校ホームページなどを通じて、保護者に周知する旨を答弁いたしました。

次に、ALTの派遣により、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上が図られてきたが、コロナ禍でどのような対応がなされ、経年的に向上が図られているのかのご質問に対して、ALT活用の経過をご説明した上で、学習意識調査において、ALTと積極的に英語で話しているという結果が経年で徐々に上昇しており、英語を活用する意識が着実に向上していると考えていると答弁いたしました。

次に、語学力向上のために、民間活用による区独自の事業を導入すべきのご質問に対して、教育長から取組の経過や現状を述べた上で、これまでの取組の成果を見極めながら、ALTのよ

り有効な活用や小学校低学年の英語教育についても具体的に検討していく旨を答弁いたしました。

次からは、水泳指導に関するご質問となります。まず、スポーツかつしかに掲載された水泳指導による温水プールの利用制限日時に相当する過去の利用実績について。またそれ以外に利用制限があれば、その数を伺うのご質問に対して、スポーツかつしかに掲載した日時に相当する過去3カ年の利用実績と、緊急事態宣言に伴い休館した期間、及び平成30年度の実績を答弁いたしました。

次に、既存施設の利用者に恒常的な利用制限をするならば、その受皿となる施策を講じるべきではないか。学校施設としての2箇所のプールは利用制限を強いられた利用者の受皿となり得るのかのご質問に対して、教育長から、総合スポーツセンターの使用にあたっては特定の利用者に負担が集中しないようできるかぎりの配慮をしており、今後も継続をしていくこと、新たに整備を計画している2箇所の屋内温水プールは、学校が利用しないときは、積極的に区民に開放していくことを述べた上で、今後、整備する施設を含め、場所や時間をできるだけ調整していただき、施設を有効に活用して、スポーツを続けていただきたいと答弁をいたしました。

次に、その施設の管理運営はどのような形態が検討されているのか。事業者と契約が既になされているようであれば、その内容を示されたいのご質問に対して、施設の維持管理等は、民間事業者への委託を想定しているが、他自治体の事例も参考にしながら、効果的、効率的な運営形態を検討していくこと、また、新たな施設は計画段階であり、事業者との契約はしていないことを答弁いたしました。

次に、将来的に民間プールの活用が減少した場合は、公共施設としてのプール建設を行い、不足分を補うのかのご質問に対して、今後の児童数の推移や民間事業者の受入状況を見ながら、水泳指導が確実に実施できるよう、必要であれば施設整備を検討していくことを答弁いたしました。

次に、金町公園プールの今後の在り方について、教育委員会の考えを伺うのご質問に対して、当面、現行の運営を継続するが、今後の在り方については、利用状況を見ながら、必要な検討を行っていく旨を答弁いたしました。

次に、既存のプールだけでは授業ができないという事態が現実となっていることについて、区長の見解を伺うのご質問に対して、区長から、実施校が少ない時点では、既設の区立と民間のプールで実施が可能だが、実施校の拡大により、新たな施設が必要となるので、教育委員会と連携し、必要な施設を整備していくと答弁をいたしました。

次に、基幹校を計画的に位置付け、地域特性に応じて必要性のある学校には、改築時にプール設置を行い、その上で、公共プール、民間プールとの併用で、コストバランス及びリスクコントロールを図るべきと考えるが区長の考えを伺うのご質問に対し、区長から、屋内温水プールの整備については、既設の区立と民間の屋内温水プールとの併用でコストバランスやリスクコント

ロールを考慮し、整備していくことが必要であり、複数の学校が活用し、多くの区民が利用することから、学校から独立した整備が望ましいと考えている。水泳指導を屋内温水プールに移行することは、確実に教育環境の向上につながるものであり、教育委員会と連携して積極的に推進していくと答弁をいたしました。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等の4を終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何かご意見、ご質問等はございますか。

上原委員。

○**上原委員** 私、こここのところ、立石図書館に行くことが増えたのですけれども、今は、午後10時までやっていますよね。結構、6時ぐらいまで小学生も来ているのです。中学生、高校生、それから大人の人たちが、結構10時ぐらいまで一生懸命勉強しているのです。

昔と違って、非常に環境がよくなったなというのをすごく実感したのです。一つには、当り前のことなのかもしれないけれども、椅子なども昔と違ってとても広くて、どんなに背の高い人や体格のいい人でもちゃんと座れるような椅子であったりとか、非常に葛飾区の教育環境が良くなってきたなということをととても実感したのです。今、コロナのせいもあるけれども、子どもたちもおしゃべりなんかしていないで、きちんと勉強しているのです。それがすごいなと思ったのです。これだけ教育をする場所というのか、学ぼうという、そういうところの環境が整ってきたということを実感したのです。

そういう意味では、葛飾区のそういう教育環境は誇ってもいいなと、今まで民間にこうやって委託したりとか、いろいろやってきましたけれども、それは決して間違った方向ではなかったのではないかと、そのようにとても実感をさせていただきました。

ですから、先ほどの話で、プールのことなどいろいろあるかもしれないけれども、今後もやはりうまくやっていくしかないのです。公のものだけでやっていくということも難しいですし、民間のものも活用しながら、お互いに委託をしたりするのも必要だし、そういうふうな形でやっていくというのが大切なのではないかなと思いました。

ほかの区の人に聞いたならば、10時までやっているところは少ないらしいのです。10時まで、図書館を開けている、勉強する場所を設けているという自治体は少ないと言われました。そういう意味でも、結構、先駆的なのだなと、改めて実感をさせていただきました。

そういうふうな思いなので、ぜひとも皆さん、それを誇りに思って、これからもしっかりと取り組んでいていただきたいなと思いました。

○教育長 ありがとうございます。

しっかりご意見を踏まえて、進めてまいりたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和4年教育委員会第9回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時45分